

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件

○国税庁告示第 11 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件(平成 27 年国税庁告示第 2 号)の一部を次のように改正し、令和 6 年 5 月 27 日から施行する。

令和 6 年 5 月 24 日

国税庁長官 住澤 整

次の表により、改正前欄の傍線を付した部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
○別表			○別表		
第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
[略]			[同左]		
規則第 2 条第 1 項第 6 号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(法第 2 条第 5 項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	[削る]	規則第 2 条第 1 項第 6 号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(法第 2 条第 5 項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供に関する省令(平成 26 年総務省令第 85 号)第 32 条第 1 項の規定により還付された個人番号カード(以下「還付された個人番号カード」という。)</u>
規則第 3 条第 2 号ロ 前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行さ	[削る]	規則第 3 条第 2 号ロ 前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行さ	<u>還付された個人番号カード</u>

	れ、若しくは 発給された書 類その他これ に類する書類 であって個人 番号利用事務 実施者が適当 と認めるもの (当該提供を 行う者の個人 番号及び個人 識別事項が記 載されている ものに限る。)			れ、若しくは 発給された書 類その他これ に類する書類 であって個人 番号利用事務 実施者が適当 と認めるもの (当該提供を 行う者の個人 番号及び個人 識別事項が記 載されている ものに限る。)	
規則第 9条第 5項第 6号	官公署又は個 人番号利用事 務等実施者か ら発行され、 又は発給され た書類その他 これに類する 書類であって 個人番号利用 事務実施者が 適当と認める もの(本人の 個人番号及び 個人識別事項 の記載がある ものに限る。)	[削る]	規則第 9条第 5項第 6号	官公署又は個 人番号利用事 務等実施者か ら発行され、 又は発給され た書類その他 これに類する 書類であって 個人番号利用 事務実施者が 適当と認める もの(本人の 個人番号及び 個人識別事項 の記載がある ものに限る。)	<u>還付された個人番号カード</u>
規則第 10条第 3号口 前段	官公署若しく は個人番号利 用事務等実施 者から発行さ れ、若しくは 発給された書 類その他これ に類する書類 であって個人 番号利用事務	[削る]	規則第 10条第 3号口 前段	官公署若しく は個人番号利 用事務等実施 者から発行さ れ、若しくは 発給された書 類その他これ に類する書類 であって個人 番号利用事務	<u>本人の還付された個人番号カード</u>

	実施者が適当と認めるもの (本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)			実施者が適当と認めるもの (本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	
	[略]			[同左]	
備考 表中の[]の記載は注記である。					

附則

- 1 還付された個人番号カード所持者（この告示の施行の際現に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第10号）第2条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号）第32条第1項の規定による個人番号カード（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）第4条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の還付を受けている者をいい、この告示の施行の際現に同法第17条第1項の規定による同法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受けている者及びこの告示の施行の日以後に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項の規定による同法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受けた者を除く。以下同じ。）に係る改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（以下「新告示」という。）別表規則第2条第1項第6号の項、規則第3条第2号口前段の項及び規則第9条第5項第6号の項の規定の適用においては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第10号）第2条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号）第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）」を加える。
- 2 還付された個人番号カード所持者に係る新告示別表規則第10条第3号口前段の項の規定の適用においては、「本人の還付された個人番号カード」を加える。